

2026年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

極東開発工業株式会社
代表取締役社長 布原 達也

当社は、吸収合併存続会社として、会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買い取り請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の意義に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社である極東開発パーキング株式会社は、当社の完全子会社であったため反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、2026年2月17日付で官報に公告を行うとともに、電子公告を実施しました。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

簡易合併のため、該当はありません。

(2) 反対株主の買取請求

簡易合併のため、該当はありません。なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づく電子公告を 2026 年 2 月 17 日付で実施しました。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2026年2月17日付で官報に公告を行うとともに、電子公告を実施しました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社である 極東開発パーキング株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙 A のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2026 年 4 月 6 日(予定)

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2026年2月17日

吸収合併に係る事前開示書面

(合併消滅会社) 極東開発パーキング株式会社

代表取締役社長 吉田 豊

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

最終事業年度の存続会社極東開発工業株式会社の計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」によりご覧いただけます。

5. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



合併契約書

極東開発工業株式会社（以下「甲」という）及び極東開発パーキング株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲： 吸収合併存続会社
商号：極東開発工業株式会社
住所：大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号
- (2) 乙： 吸収合併消滅会社
商号：極東開発パーキング株式会社
住所：大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号

第3条（本契約等の決定）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併により、また、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併により、本契約及び本合併に必要な事項に関し、株主総会決議を経ることなく決定するものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2026年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（合併に際して交付する対価）

甲は、乙の発行済株式を全て所有しているため、本合併に際し、一切の対価を交付しないものとする。

第6条（増加すべき資本金等）

本合併に際して、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第7条（会社財産の引継ぎ）

1. 乙は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

2. 乙は、2025年4月1日から効力発生日の前日に至るまでの資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を作成し、その内容を甲に明示する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを実行する。

第9条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日における乙の従業員を引継ぐものとし、当該従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを定める。

第10条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日の前日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②隠れたる重大な瑕疵が発見された場合、甲及び乙は、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年11月12日

甲：大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号
極東開発工業株式会社
代表取締役社長 布原 達也



乙：大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号
極東開発パーキング株式会社
代表取締役社長 吉田 豊



